

4-3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

旧		新	
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業		(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
提供区域	なし	提供区域	全市域
事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な実費徴収に係る費用を助成する事業です。 _____ _____ _____	事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な実費徴収に係る費用を助成する事業です。 <u>幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する世帯収入 360 万円未満及び第3子以降の施設利用認定子どもに対し、施設等が徴収する副食材料費の助成を実施します。</u>
_____ _____ _____	_____ _____ _____	実施時期	令和元年 10 月から
今後の方向性	必要に応じて、検討を行います。	今後の方向性	国の動向に応じ対象者に対して助成を行います。

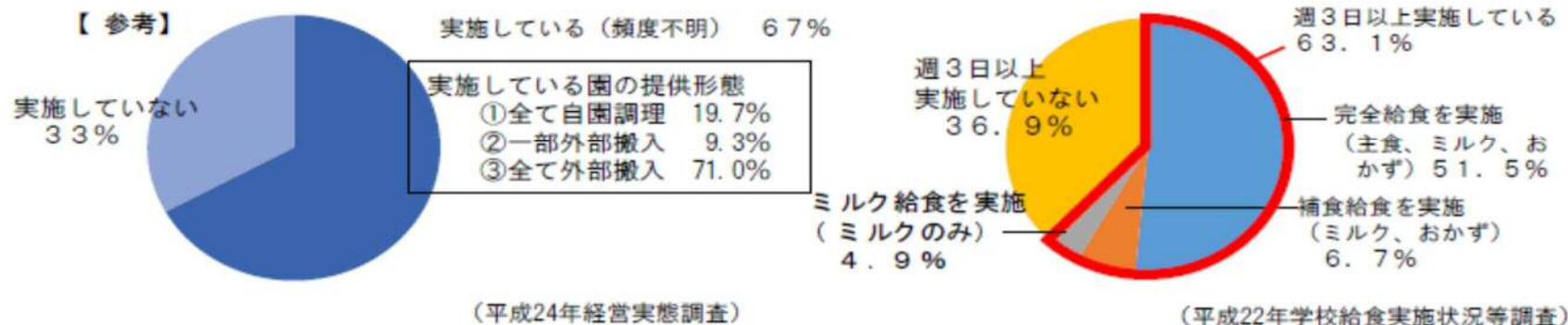
改正理由

実費徴収に係る補足給付に対し、子ども・子育て支援交付金の交付を受けるには計画への位置づけが必要なため。

## 2. 新制度未移行園における副食材料費の負担減免について

### (1) 幼稚園における給食実施状況の確認

◆幼稚園では、給食の実施状況（実施の有無。自園調理（完全自園・業務委託）・外部搬入、全員対象制・希望制。）が多様。



### (2) 実費徴収に係る補足給付事業の概要（事業の要件・副食費の範囲）

- ◆認定こども園・保育所・幼稚園の利用者との公平の観点から、10月から、新制度に移行していない幼稚園の利用者について、「実費徴収に係る補足給付事業」による支援を行うこととする（子ども・子育て支援法第59条第3号ロ）。
- ◆本事業は地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定する。国の補助対象は次のとおり。なお、特別支援学校については、特別支援学校就学奨励事業が別途あるため、対象外。
  - ・ 年収360万円未満相当世帯の子ども
  - ・ 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども
- ◆事業の対象は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。なお、給食の実施方法は問わない（外部搬入も対象。ただし、家から持参する弁当は対象外。）。
- ◆各施設で給食費として実費徴収している費用のうち「副食費相当分」※が対象（月額4500円上限）。
  - ※主食費、人件費、光熱水費等は除く。主食（お米、麺、パン等）以外の全てが対象（ミルク、おやつを含む。）

### (3) 補足給付事業の実施に係る事務スキーム

- ◆事業を実施する場合の支給方法や給付頻度については、事業者との相談の上、市町村の判断により決定可能。
- ◆実施スキームとしては、主に①～③のパターンが想定される。
  - ① 新制度未移行園を対象とした施設等利用給付（旧就園奨励費補助）と同様の仕組み【園経由・償還払い】
  - ② 新制度園を対象とした施設型給付（副食費に係る加算）と同様の仕組み【園経由・代理受領】
  - ③ 上記とは別途異なる方法を設定（例えば、補足給付事業について市町村から直接又は園経由により周知を行った後に、保護者からの申請に基づき、市町村から対象保護者又は施設に事後的に支給する方法【直接支払、直接申込・代理受領】）

### (4) 支給額の算定方法

- ◆副食費相当額の算定方法は、次の考え方を基本として、市町村において判断することとする（実施要綱・FAQ等で周知予定）。
  - ① 実際に要した副食材料費相当額を算出することを原則とする（各施設に係る「1食当たり副食費相当額」を算出の上、当該利用者に係る給食の提供を受けた日数を乗じて算出した額）。
  - ② 「1食当たり副食費相当額」の算出困難な場合（外部搬入業者が「副食費相当額」を提示できない場合等）に限り、例外的に、便宜的な算出方法を用いることができる。

給食の実施方法	副食費の算出方法（原則）	便宜的な算出方法の可否
自園調理（食材自己購入）	必要経費が明確であることから、各園で「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	不可
自園調理（食材外部搬入）	外部搬入業者に依頼し「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法も可
外部搬入	外部搬入業者に依頼し「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法も可

#### 【「1日当たり副食材料相当額」の便宜的な算出方法】

- ① 園における1食当たり給食費 × 「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合」（市町村に所在する他施設等の情報から推計。）
- ② 園における1食当たり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食費の割合」（市町村に所在する他施設等の情報から推計。仮に「保育所等の運営実態に関する調査」により推計すれば、「87%」。）
- ③ 一律230円 ※ 給付上限月額（4,500円） / 1号認定子ども通園日数（20日） ÷ 日額平均（230円）

### (5) 第3子以降の子どもの算定基準

- ◆本事業における多子の算定基準は、旧就園奨励費と同様に、小学校第3学年修了前を基準とする。